

平成 20 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名	楽 天 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 三 木 谷 浩 史 (JASDAQ コード 4755)
問 合 せ 先	取 締 役 常 務 執 行 役 員 高 山 健 電 話 03-6387-0555

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 21 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社、当社子会社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに会社法第 361 条及び第 387 条の規定に基づき、金銭でない報酬等として当社取締役及び当社監査役に新株予約権を付与することについての承認を求める議案を、下記のとおり、平成 20 年 3 月 27 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社、当社子会社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的とし、ストックオプション制度を実施するため。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社、当社子会社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 60,000 株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

60,000個を上限（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、その金額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権または平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成24年3月28日から平成30年3月26日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、(7) ①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

3. 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役に付与する新株予約権は20,000個、当社監査役に付与する新株予約権は3,000個を、それぞれ上限とする。

当社取締役及び当社監査役への新株予約権の割当は、その額が確定していない報酬等に該当し、その報酬等の算定方法については、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役及び当社監査役に割当てる新株予約権の総数を乗じるものとする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

- (注) 上記の内容については、平成20年3月27日開催予定の当社第11回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上